

# 全国健康関係主管課長会議

健康局 疾病対策課

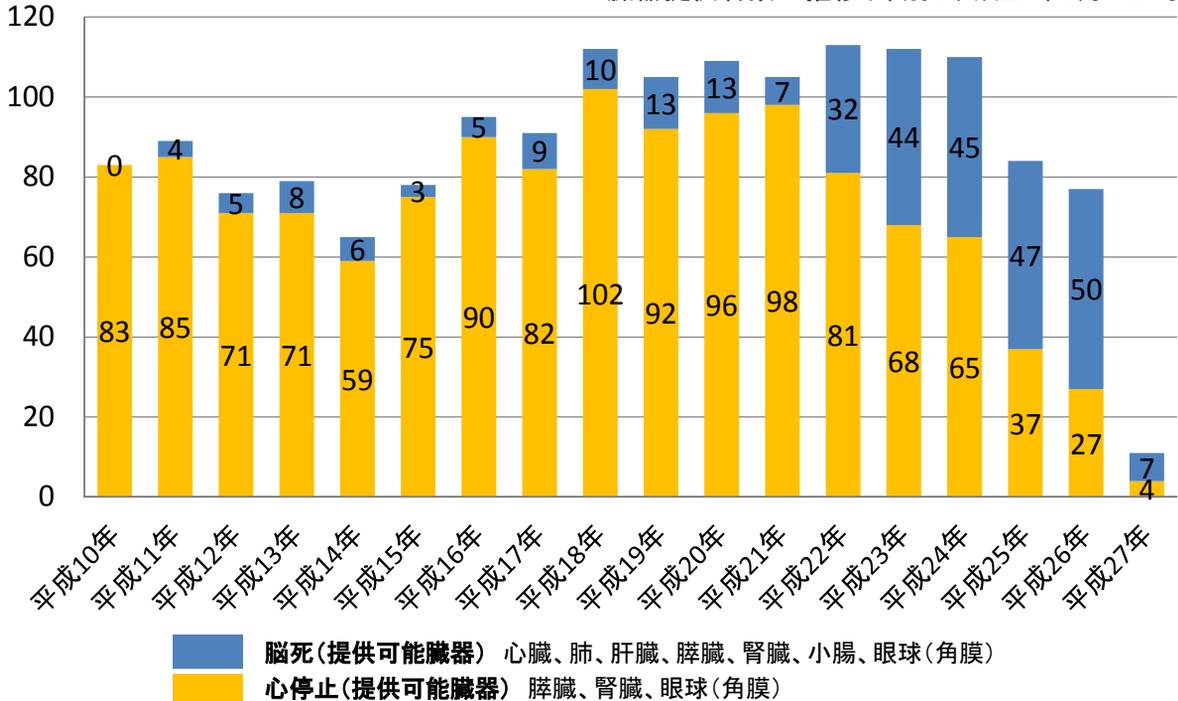
移植医療対策推進室

## 1. 臓器移植対策

# 1. 臓器移植対策について

○ 平成22年7月の改正法施行後、脳死下臓器提供事例は増加しているが、全体としての臓器提供者数はむしろ減少している。

※ 臓器提供者数の推移(年別:平成27年1月31日現在)



○ 一方、これまで各都道府県等のご協力もいただきつつ普及啓発を進めている中、国民の中で臓器提供を希望される方々の割合は引き続き一定割合(4割台)を維持。

\* 提供の希望がある方々の割合 (脳死下) 41.6%(H18) → 43.1%(H25)  
(世論調査(内閣府)) (心停止下) 42.3%(H18) → 42.2%(H25)

## 臓器移植に関する教育用普及啓発パンフレット等

- 厚生労働省において、移植医療に関する認識と理解を深めるために、中学生向けのパンフレット「いのちの贈りもの」を作成し、全国の中学校、教育委員会に送付している。
- 日本臓器移植ネットワークにおいて、授業での活用をイメージすることができるポイントを紹介した教員向け資料を送付している。



## 一般向け普及啓発活動

- ポスター、リーフレット等の各種啓発資材を利用した啓発活動
- 臓器移植普及推進月間(10月)に合わせた取り組み等

## 健康保険証及び運転免許証裏面への意思表示

- 厚生労働省では、国家公務員共済組合の組合員証の更新(カード化)に伴い、改めて臓器提供に関する意思表示欄への意思の記入を全職員に周知。
- 日本臓器移植ネットワークにおいて、
  - ・ 運転免許証裏面での意思表示を促進する取り組みとして、全国の自動車教習所やタクシーの車両に啓発ステッカーを貼る活動を実施。
  - ・ コンビニエンスストア、カー用品店、ゴルフ場等に啓発ステッカーを配布する活動を実施。



# 教員向けの普及啓発活動

○ 日本臓器移植ネットワークにおいて、学生向け・教員向けの教材(資料)の配布や訪問授業・学生訪問の受け入れに取り組んでいる。

中学生向け普及啓発パンフレットと併せ、授業での活用をイメージすることができるポイントを紹介した教員向け資料を送付。

授業のサポートのための視聴覚資料・解説セット、移植体験者の手記などの教育用教材は日本臓器移植ネットワークのホームページ (<http://www.jotnw.or.jp/studying/>) で確認でき、要望に応じて送付している。

学生訪問(平成26年度1月末現在:16件166名)を受け入れており、学校での「命の授業」への講師派遣も行っている。

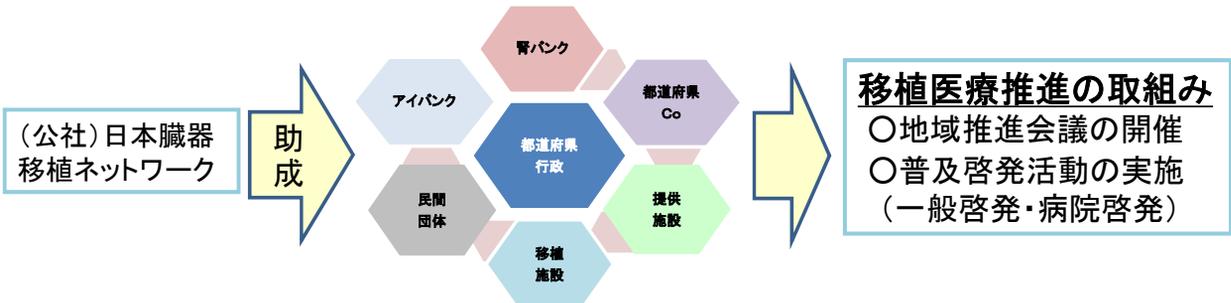
➡ 教育委員会とも連携して、教育現場で活用できる資料や教材についての情報提供や普及啓発に取り組んでいただきたい。

○ 今後は、地域において臓器提供に携わる関係者の連携体制の強化を進めた上で、特に、臓器提供施設における負担軽減を図ることが重要。各都道府県等においても必要な協力をお願いしたい。

## 都道府県連絡調整体制支援事業(地域支援事業)(平成26年度～)

27年度予算案 84,386千円

- 都道府県臓器移植コーディネーターが中心となって、地域における移植医療の関係者が連携を強化することにより、地域の臓器移植に関する諸問題等について検討するとともに、移植医療の推進に資するための様々な取り組みを有機的に行う事業を実施する。



## 臓器提供施設における選択肢提示対応支援(平成27年度～)

平成27年度予算案 40,500千円

- 臓器提供施設において、終末期医療の説明の中で臓器提供に関する選択肢を提示することに関する実態等を把握するとともに問題点や課題を検討し、患者家族の心情にも配慮した対応方法を医療機関において整備することへの支援を行う。

# 臓器提供施設と児童相談所との積極的な連携と情報共有について

## 臓器の移植に関する法律 附則5項

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)

### 5. 虐待を受けた児童への対応等

#### ○ 対応の原則

- ・虐待を受けた児童が死亡した場合に臓器が提供されないよう、移植医療に従事する者が虐待が行われた疑いの有無を確認。
- ・脳死、心臓死の区別に関わらず、虐待が行われた疑いのある児童（18歳未満）が死亡した場合は、臓器の摘出は行わない。

#### ○ 児童からの臓器提供を行うための要件、手続き

##### ① 必要な体制整備

虐待防止委員会等の院内体制の整備、対応マニュアル等の整備

##### ② 虐待が行われた疑いの有無の確認

①の院内体制のもとで、虐待の疑いの有無を確認する

##### ③ 臓器提供を行う場合の対応

- ・事前に、虐待防止委員会の委員等と情報共有し、助言を得る
- ・臓器の摘出に当たっては、倫理委員会等で上記の手続を経たか確認の上、可否を判断する
- ・検視等の犯罪捜査に関する手続が行われる場合は、連携を図る

# 臓器提供施設と児童相談所の積極的な連携と情報共有について

## 「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長 母子保健課長通知)  
雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号、平成24年11月30日

児童相談所・市区町村と医療機関は、日頃から連携体制や関係を構築する必要がある

特に、臓器移植に関連し・・・

- 臓器提供者となる可能性がある児童に関し、過去及び現在の児童相談所による虐待相談対応の有無等について児童相談所に照会があった場合に円滑に対応できるよう、照会の方法や個人情報保護条例上の整理等について事前に関係部署と協議しておく必要がある。
- 個人情報保護条例については、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ個人情報保護審査会の諮問・答申手続により整理することなどが必要となる。

## 「臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について」

(厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知)  
健臓発1206第2号、平成24年12月6日

- 臓器提供者となる可能性がある児童に関し臓器提供施設から児童相談所に照会を行う場合の対応について、児童福祉主管部局や児童相談所と積極的に協議を行うことが必要。
- 協議の結果についてすべての関係機関において認識を共有することも重要（医療機関及び関係団体、並びに市町村及び関係機関等）

引き続き、臓器提供施設(医療機関)と児童相談所等の連携体制の整備に取り組んでいただくようお願いしたい。

## 臓器移植の実施状況

	平成22年 (1~12月)	平成23年 (1~12月)	平成24年 (1~12月)	平成25年 (1~12月)	平成26年 (1~12月)	移植希望者数 ※
心臓(単独) (脳死下)	23件	31件	28件	37件	37件	370名
肺(単独) (脳死下)	25件	37件	33件	40件	41件	243名
心肺同時 (脳死下)	0件	0件	0件	1件	0件	3名
肝臓(単独) (脳死下)	30件	41件	40件	38件	43件	383名
膵臓(単独)	2件	6件	9件	9件	5件	48名
	脳死下	2件	6件	9件	5件	
腎臓(単独)	186件	182件	174件	130件	101件	12,637名
	脳死下	39件	57件	58件	63件	
肝腎同時 (脳死下)	0件	0件	1件	1件	2件	
膵腎同時	23件	29件	18件	24件	24件	152名
	脳死下	23件	29件	18件	24件	
小腸 (脳死下)	4件	3件	0件	1件	0件	4名
肝小腸同時 (脳死下)	0件	0件	0件	0件	0件	1名
眼球 (角膜)	1,699件	1,606件	1,518件	1,488件	1,414件	1,885名
	脳死下	21件	42件	33件	32件	

※ 移植希望者数は、平成27年2月2日現在。(眼球の移植希望者数は平成26年12月31日現在。)

## 2. 造血幹細胞移植対策

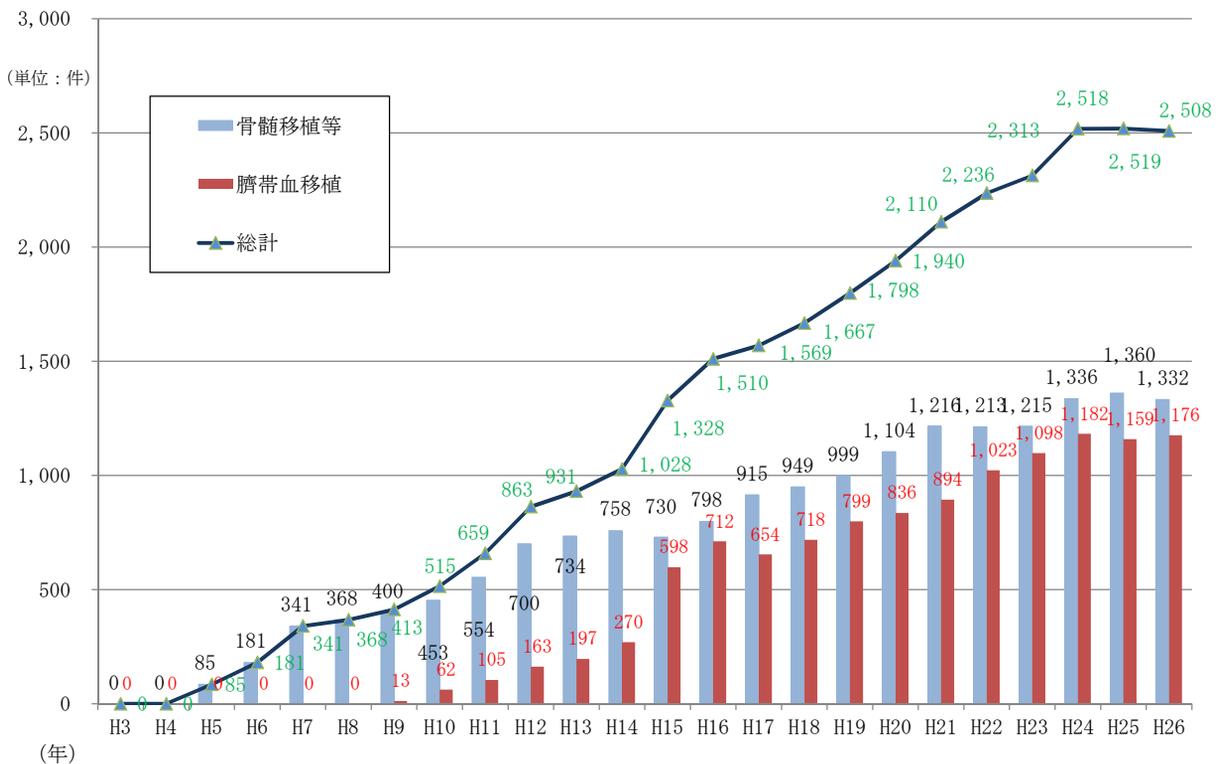
## 2. 造血幹細胞移植対策について

- 平成26年1月に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が全面施行。同法では、地方公共団体における関係者との連携・協力、普及啓発の推進等について規定。
- 各都道府県等においては、同法の趣旨も踏まえつつ、骨髄バンク連絡協議会等も活用し、日本赤十字社やボランティア団体とも連携を強化しながら、効果的な普及啓発や積極的な骨髄等提供希望者の募集及び登録の推進をお願いしたい。  
特に、骨髄移植(末梢血幹細胞移植)のドナー登録者は着実に増加してきているが、年齢層をみると、高齢化の傾向が顕著である。  
→ 今後は、実際にドナーとなりうる可能性が高い若年層に対して働きかけを進めることが重要。

### 効果的な普及啓発及び骨髄等提供希望者の募集・登録の考え方

- 各都道府県等においては、現在、
  - ・保健所を通じたドナー登録
  - ・骨髄バンク推進月間(10月)を中心とした普及啓発活動
  - ・自治体、ボランティア、医師など関係団体からなる連絡協議会を組織しての情報や意見の交換などを行っていただいている。
- 効果的な普及啓発を行うためには、日本赤十字社(※)やボランティア団体との連携が重要。  
→ 献血事業との連携など、骨髄等提供希望者の募集や提供希望者登録事業においては、日本赤十字社及びボランティア団体との協力が不可欠。  
※日本赤十字社が指定を受けた「造血幹細胞提供支援機関」の業務として“普及啓発”が掲げられている。(法律第45条第4号)

## 造血幹細胞移植実績の推移(非血縁者間)

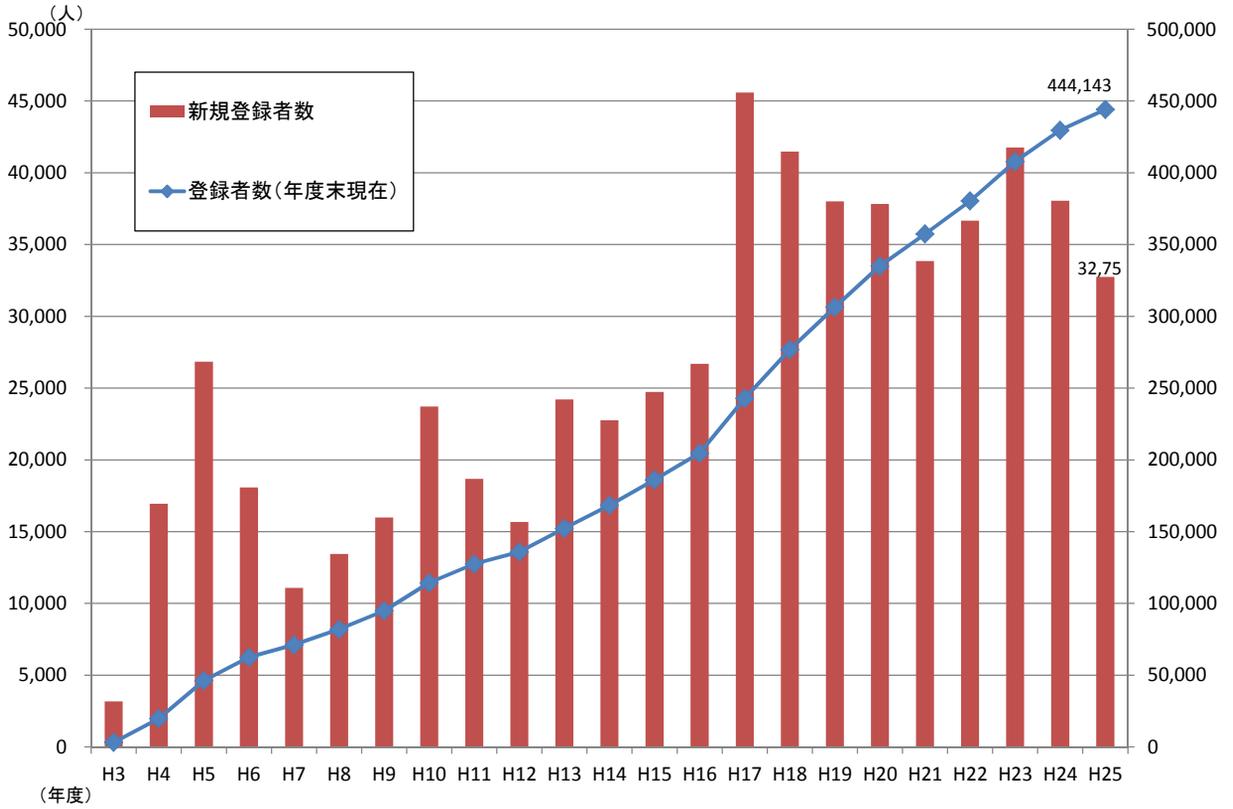


※骨髄移植等とは、骨髄移植と末梢血幹細胞移植をいう。

※末梢血幹細胞移植は平成22年10月より導入されており、平成26年12月現在、87例が実施されている。

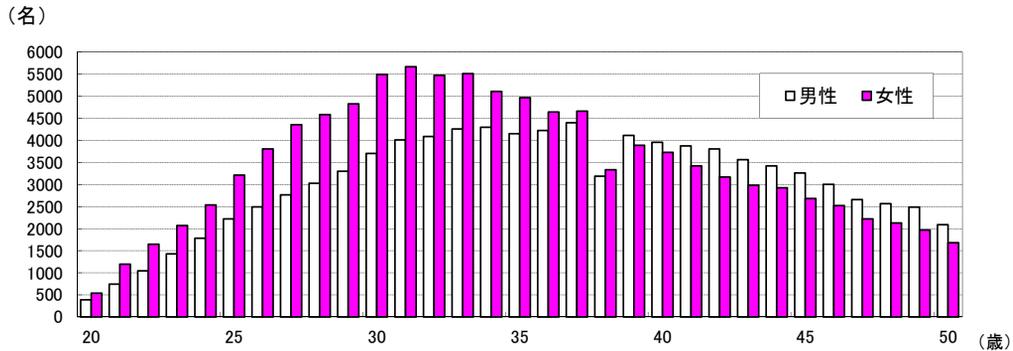
※移植件数は平成26年12月末現在の速報値。

## 骨髓バンクドナー登録者の推移

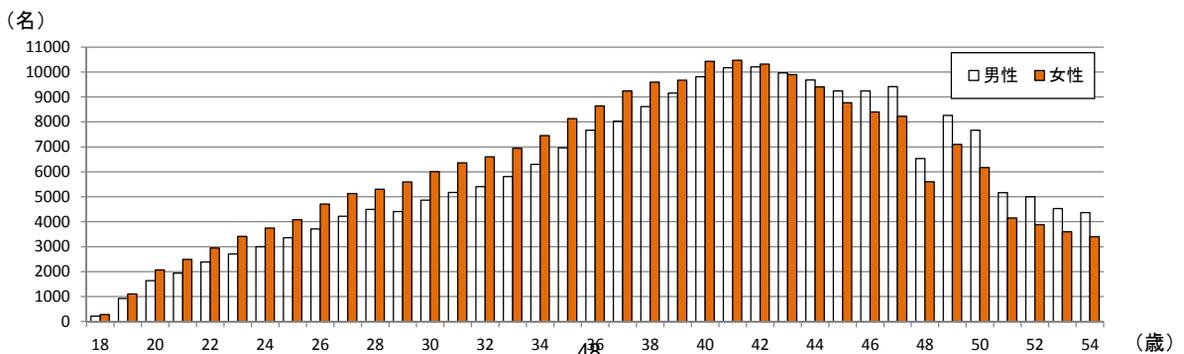


## 年齢別ドナー登録者数の推移

2004年12月末(合計約20万人) 最も多い年齢層: 33歳

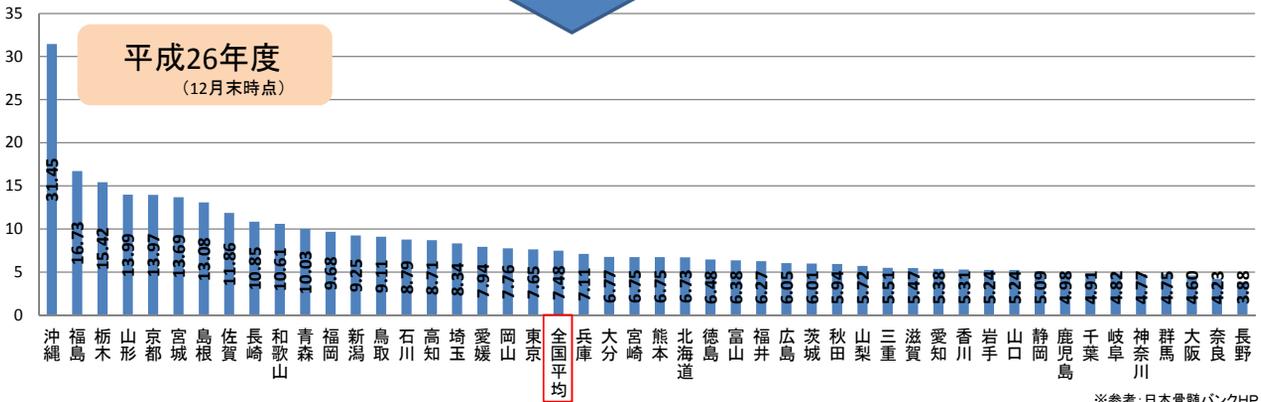
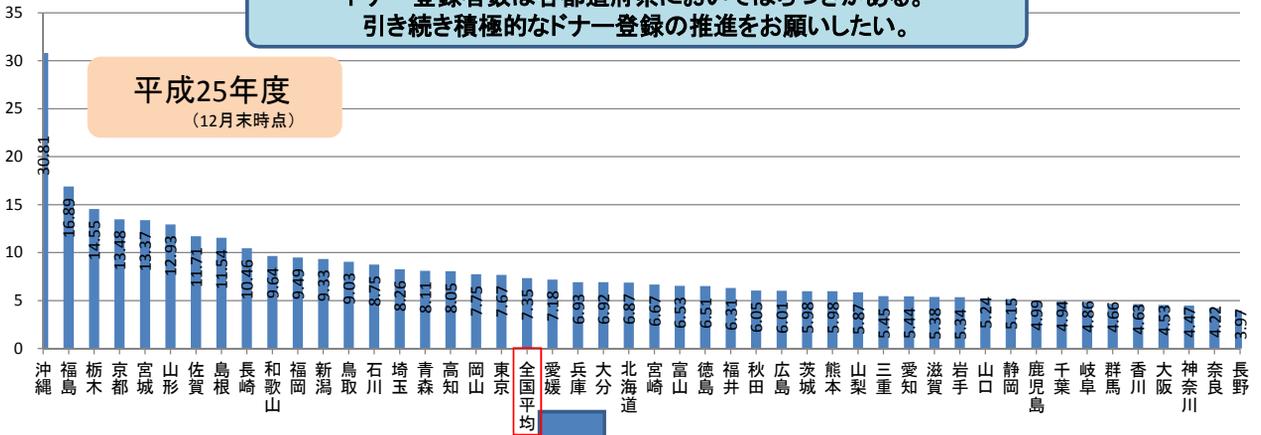


2014年12月末(合計約45万人) 最も多い年齢層: 41歳



# 都道府県別対象人口1,000人あたりにおけるドナー登録者数～昨年度との比較～

ドナー登録者数は各都道府県においてばらつきがある。  
引き続き積極的なドナー登録の推進をお願いしたい。



※参考：日本骨髄バンクHP